

第十九回国会 衆議院 法務委員会 議録 第四十六号

昭和二十九年四月二十七日(火曜日)

午後二時三十七分開議

出席委員

- 委員長 小林 錦君
- 委員 良作君 理事佐瀬 昌三君
- 理事 田嶋 好文君 理事林 信雄君
- 理事 高橋 禎一君 理事古屋 貞雄君
- 理事 井伊 誠一君
- 理事 押谷 富三君 花村 四郎君
- 理事 本多 市郎君 牧野 寛索君
- 理事 木原津與志君

出席政府委員

- 検事(民事局長) 村上 朝一君
- 専門員 村 教三君
- 専門員 小 貞一君

四月二十七日

委員中曾根康弘君辞任につき、その補欠として三木武夫君が議長の指名で委員に選任された。

本日の会議に付した事件

利息制限法案(内閣提出第一〇六号)

○小林委員長 これより会議を開きます。

利息制限法案を議題といたします。質疑を行います。質疑の通告がありませんからこれを許します。林信雄君。

○林(信)委員 この法案につきましてはすでに本委員会におきまして、私も一員であるが、その他同僚委員より数回質疑が重ねられたのでありまして、おおむね政府の考え方も了承いたしておりますが、当委員会におきまして、すでにこの法案をあげるべき事態

にも立ち至っております。あるいは最後の質疑になるかとも存するのでありますが、その根本的なものにつきまして、いさしお尋ねをしておきたいと思っております。

それはこの法案の持つ性格に関するものであります。何といたしまして、利息のことは経済に關係の深いもので、事業界における資金の面と密接な關係にありまして、広く経済界に及ぼす影響が多いのであります。必ずしもこの利息の制限の引上げその他の改正がいわゆる経済立法としてなされたものじやなくて、いなむしろ資金を保護する意味の、しばしば用いられまする弱者を擁護するという關係において、社会的立法である、こういうふうにも説明せられて参つたのであります。さういふに経済立法にあらざる社会政策立法である、こう割切つていいのであります。さういふか、この機会にこの性格についてなおあらためて政府の御意見を承りたい、かように存するのであります。

○村上政府委員 本来契約の当事者双方が対等の立場におきまして、合理的な計算のもとに取引が行われるという前提に立ちまする限り、当事者の契約の自由を無制限に認めていいわけでありまして、経済の消費貸借におきましては債権者の地位に比較いたしまして、債務者すなわち借主の地位が経済的にきわめて弱い立場にあるというところから、債務者保護のために国の権

力を借りて強制的に取立て得る利息の限度というものに制限を設けようという趣旨の立法でございまして、いわゆる社会立法と申しますか、弱者保護のための立法なのであります。

金利の問題につきましては、これを産業資金の金利一般の問題、あるいは庶民金融の問題、その他金融行政上いろいろ考究すべき問題があるわけでございますが、もとよりこの利息制限法がさういふ意味におきましての金融行政全般を律する立法というつもりではないのであります。これのみによつてこの社会政策的な目的も完全に達し得るとは考えていないのであります。司法上の効力という意味から考えました立法といたしましては、かような法律が必要であらう、こういう考えでございまして。

○林(信)委員 お答えのごとくに経済關係を多分に持つ法案でありますから、もちろんその点については提案以前の十分な研究がなされ、今日においてもその必要なるものについては研究がなされておるところであらうと存じますが、たとえはば、質疑応答に現われて参りました關係の法令といたしましては、臨時金利調整法あるいは貸金業取締法また質屋営業法、物産統制令のごときものであり、さらにいま提案され審議が續けられております出資の受入、預り金及び金利等の取締に関する法律案のごときも同趣旨のものでありまして、これらの法令ある

いは法律案關係について、結局利息の規制は一般金融關係において臨時金利調整法がまずこれを保護規制し、裁判上の利息制限關係において今審議を試みております利息制限法の改正がこれに当り、なお高金利のものについて、今般提案せられてただいま申しました金利取締りに関する法律案によつてある一定限度以上のものに罰則を新設あるいは強化されんとおるのであります。しかるに最近承るところによりまして、大蔵委員会關係等におきまして、その審議中の法律案のうち、貸金業者の利息の最高限が日歩五十銭より三十銭に引下げられ、その利息を越えるものは体刑の罰則をもつて臨むという關係が、必ずしもそのまま通過しないかのように仄聞しております。そうしますと、金利のうち、高金利のその規制というものが大分ゆるやかになつて来るようでありまして、この利息制限法の一部改正は、かような別の法律の新設を予想して起案されたものであります。それがそのままではなく、その一部が抹殺せられ、あるいは修正せられるということになりますれば、これは勢ひ御提案の法案はその限りにおいてもあらためて考慮しなければならぬものがあると思つて、これはただに政府のみではなく、もとより当委員会の考慮すべき問題でもあるのであります。まず政府のこの点に關しまするいきさつについて御存じの範圍——それがさういふ修正して行かれるとしますれば、この法

案をどういふふうにお扱ひになりますか、その点について承りたい。

○村上政府委員 利息制限法とたゞいま大蔵委員会が審議になつております出資の受入、預り金及び金利等の取締りに関する法律案における高金利、罰則等の關係につきましては、前會御説明申し上げましたように、この二つの法律案が成立いたしますと、ある限度までは裁判上強制し得る、その限度を越えて、さらに日歩三十銭の限度までは自由に放任される、三十銭を越える、三段構えになつておるといふふうにと、御説明申し上げたのであります。もとよりこの高金利罰則の規定と利息制限法とは不可分の關係にあるわけではないのであります。現行法のもとにおきましては、貸金業者の業務報告書に記載いたしました利息を越える高利を徴しますと、貸金業法によつて処罰されることになつておるわけでありまして、従つて不当な高金利について罰則のある点については、同様な關係にあるわけでありまして、ただ業務報告書を受理いたします際に、日歩五十銭までを許したという経緯になつております關係上、反社会性あるものとしてその処罰を受ける限度に差異が生ずるといふことに認められるわけでありまして、従つてかりにただいま大蔵委員会で審議されております法律案が修正されたといたしまして、利息制限法と貸金業法の罰則との關係は、やは



と思つてあります。これらの関係に  
ついて民事訴訟の言葉ではありません  
が、再度の考案で考えられます予測  
あるいはさようなことに対してどう  
御所懐をお持ちでありましょうか。そ  
の点を伺いたい。

○村上政府委員 この貸金業者の団体  
等から出ております陳情を見ますと、  
この法案の第一条で現行法よりも制限  
利率を引上げられることは大賛成であ  
る。しかし第二条以下は全部反対であ  
つて現行法通りにしておいてもいい  
、こういう陳情が多いようでありま  
す。そのような反対が業者の方から出  
ますことは、実は立案当時から予想は  
いたしておつたのであります。それで  
立案につきましてもある程度業者側の  
意向も聞きまして上で立案をした次  
第でありまして、特に問題にしており  
ます第四条の賠償額の予定を本来の金  
利の二倍にとどめたという点について  
強い反対があるようであります。これ  
は前にも御説明申し上げたかと存じま  
すが、現行法のもとにおいても利息が  
千円以上一割というところで押えられ  
ておりました、これ以上は裁判上請求  
することができないというところか  
ら、何らかの方法によりまして賠償額  
の予定という形で、日歩三十銭、五十  
銭という高利を裁判上請求する、ある  
いは公正証書の上でそういう高利の契  
約をするということが行われておりま  
す。ただ裁判所におきましては、公序  
良俗に違反する法律行為は無効である  
というところから、ある限度以上の賠  
償額の予定は認めないのであります  
が、これが公序良俗というようなきわ  
めて抽象的な標準がありますために、  
きわめて多岐にわたつておりました。

日歩二十銭程度で押えておる例もござ  
いますし、三十銭あるいは五十銭で  
も、必ずしも公序良俗に反しないとい  
う例もあるようであります。きわめて  
多岐にわたつておりました、また公序  
良俗に反するという判断をいたします  
ためには、裁判所といたしましては、  
単に金利だけで見るとは行かない、  
その他諸般の状況を調べた上で判断す  
ることになるので、債務者の保護とい  
う立場から見ますと、運用上きわめて  
好ましくない結果になつておるのであ  
ります。その意味におきまして、賠償  
額の予定を一律に制限することが必要  
ではないか、ことに罰則の問題は別と  
いたしまして、国の権力を借りて強制  
的に取立て得る賠償額の予定というも  
のには、おのずから一定の限度を設け  
るべきではないか、かように考えまし  
て、公序良俗に反するというような抽  
象的な標準でなく、本来の金利の二倍  
という一律の制限を設けたのでありま  
す。

○林(信)委員 冒頭申しました一般的  
な質疑はこの程度にとどめまして、さ  
きに試みましたが、各条について  
の質疑のうち、さらに疑問を持つに至  
りました一、二の点について、この機  
会に附加してお尋ねをいたしたいと思  
います。  
それは第一条の利息の制限の点であ  
ります。ただいま御説明もありません  
第四条の期限後の賠償額の予定という  
ことに関連するものであります。法案  
に見えますように、利息の定めは十万  
円未満と、十円以上百万円未満、百  
万円以上の三段階になつておりました。  
最高の場合には年一割五分でありま  
す。これを貸主側におきましては、な

かんずく業者におきましては、いわば  
脱法的に、百万円貸す場合に十円四十  
口のものをつつて、それが公正証書  
としてつくられる、一種の合法的な脱  
法ですか、言葉は変でありますけれ  
も、そういうことが許されるのであり  
ますか。これは法務省としても公証人  
関係の監督上の問題にもなる。公証人  
の職務の規範にもなつて来ると思いま  
すから、その方法が許されれば、  
四条の關係においてさらにその二倍と  
いうことは、言うまでもなく二割と一  
割五分の五分の差が賠償として出て来  
る。そういうことは一応考えられそ  
うなんです、どういふものでありま  
しうか。

○村上政府委員 消費貸借契約の個数  
が一個であるか複数であるかという問  
題は、當時者の意思その他諸般の事情  
を総合して判断される事実問題であ  
ります。証書を二つにわけ三つにわけた  
から、契約が二つになり、あるいは三  
つになるというものではないのであり  
ます。明らかにこの第一条なり第四条  
をくぐる目的で証書だけを幾つかに書  
きわけたということがございませ  
れば、裁判所が判断いたしますときに  
は、それは合計して一個の消費貸借契  
約であるということ、この利率を適  
用して行くというふうな考へてお  
ります。公証人が公正証書をつくりま  
す際にも同様であるかと考へてお  
ります。

○林(信)委員 争いが起りまして、そ  
の際にこれをどう解釈するか、一個の  
消費貸借形式と見ますれば、その利息  
の制限も賠償額の予定も、おのずから  
一個の消費貸借としてのものになる、  
これはわかるのであります、それを、

公正証書をつくるときも同様だ、こう  
見てしまわれますことは、実際問題と  
してはそりゃいかにないのじやないかと思  
うのであります。もつと念を入れます  
と、甲が貸主、乙が借主の場合で、甲  
乙のみの名義で十円ずつの公正証書  
を十通つくるというときには、かなり  
はつきりするかもしれませんが、それ  
にしても、一分ごとあるいは五分ごと  
消費したとみなされれば、これも  
別個の消費借債といえないこともあり  
ません。これでも公証人は困るのじや  
ないか。それで、甲の借主に対して、  
おやじの乙の名義でもつてし、女房の  
丙をもつてし、せがれの丁をもつて  
し、あるいはいとはと、はとこ、孫子ま  
で並べていふことになる、当事者が  
違ふのですから消費貸借がおのずから  
別個だ、こういうことになる、公証人  
もそれを拒否するわけにもいかな  
るのじやないか、裁判所まで持つて行  
けばどこかで結論は出ると思つて  
が、公正証書作成の場合、これはうる  
さい問題だと思つておまして、や  
はり法務省としては考へておかな  
ければならぬ問題だと思つてお  
ります。そういう  
ふうにならぬかと考へておまして  
ような場合、今のようなかだけ  
よろしいのでしうか。

○村上政府委員 公正証書をつくりま  
す際に、実際問題としては、林委員の  
おつしやつたような公証人も判断に苦  
しむような場合もあるかと思つてお  
りました。必ずしも先ほど私の申し上  
げましたようなくつ通りには参ら  
ないことも予想されるのであります。実  
は現行法におきまして、百円、千円  
を単位にして利率が違つてありま  
すが、長年利息制限法が施行されまし

た経過におきまして、利息の制限をく  
ぐるために一つの消費貸借について数  
個の証書をつつて、そのために制限  
がぐられておるといふような事例は  
ほとんど聞いておらぬのでございま  
す。実際問題としては、公正証書をつ  
くりますときに、証書の数が多くなり  
ますれば、費用もよけいいるというよ  
うなこともありますし、従来の経過か  
ら見まして、そういうことが頻繁に行  
われるという心配もないのではない  
か、かように考へたのでございませ  
す。

○林(信)委員 従来もそれはあつたか  
もしれないとは想像します。まして  
金利のことは、業者のその営業が届出  
あるいは許可制となり、あるいは一定  
金利以上のものは非常な重罰則をも  
つてこれに対処せられるというよう  
な時代になつて参ると、実際面にお  
いて、大部分の場合は、借主というも  
の弱いのでありますから、貸主の意  
のままに約束するのであります。こんな  
制限法というものは考へず、ず  
つと上まわつた金利を払うように要  
求せられます以上、これは甚ばしくな  
っても、唯々としてこれに従つて行か  
なければならぬので、そんな不自由は感  
じないかもしませんが、具体的な関  
係において、かなり厳正にやられて参  
りまする行き方を見ておりました。  
あるいは用心深い者は、その辺のこと  
まで考へてやつて行かなければならぬ  
と思つるものも出て来るかと思つて  
繰返すようでもあります。裁判上だ  
けの問題になつて来る場合は簡単であ  
りますけれども、実際上の執務をいた  
します公証人としては、どこかに明瞭  
に基準を求め得るならば、あつた方が  
便宜じやないかと、なお今日いまだそ

○林(信)委員 争いが起りまして、そ  
の際にこれをどう解釈するか、一個の  
消費貸借形式と見ますれば、その利息  
の制限も賠償額の予定も、おのずから  
一個の消費貸借としてのものになる、  
これはわかるのであります、それを、

○村上政府委員 公正証書をつくりま  
す際に、実際問題としては、林委員の  
おつしやつたような公証人も判断に苦  
しむような場合もあるかと思つてお  
りました。必ずしも先ほど私の申し上  
げましたようなくつ通りには参ら  
ないことも予想されるのであります。実  
は現行法におきまして、百円、千円  
を単位にして利率が違つてありま  
すが、長年利息制限法が施行されまし

